

合同会社 NWE－０９インベストメント「(仮称) 唐津風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年7月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 唐津風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社 NWE－０９インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、佐賀県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：佐賀県唐津市及び伊万里市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大54,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 4日
環境大臣意見受理	平成29年 11月17日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月 1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 1月30日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月 5日
佐賀県知事意見受理	平成30年 6月20日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 7月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742（直通）

合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称) 唐津風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 騒音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電機の基礎工事に際し、セメントを使用した工事等による水環境への影響が見込まれる場合には、水質調査項目の追加について検討を行い、調査を実施した場合はその結果に基づき予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域周辺では、ムササビ等の樹上性哺乳類の生息の可能性があることから、これらに対する環境影響の程度を適切に調査、予測及び評価できる手法を選定すること。

(佐賀県知事からの意見書の写しを添付)